（調整業務規程の認可の申請）

第五条　調整機関は、法第二十条第一項前段の規定により調整業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該認可に係る調整業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2　調整機関は、法第二十条第一項後段の規定により調整業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画書及び収支予算書の認可の申請）

第六条　調整機関は、法第二十一条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の日の一月前までに、様式第五による申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2　調整機関は、法第二十一条第一項後段の規定により事業計画書及び収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、様式第六による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業報告書及び収支決算書の提出）

第七条　調整機関は、法第二十一条第三項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第八条　調整機関は、法第二十三条の許可を受けようとするときは、様式第七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第九条　法第二十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称

二　電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日

三　納付金を徴収した電気事業者の氏名又は名称

四　電気事業者ごとの納付金の額及び徴収の年月日

2　法第二十五条の帳簿は、調整業務を行う事務所ごとに備え付け、調整業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

3　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

4　法第二十九条第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十九条第一項の規定により新たに指定する調整機関に法第二十五条の帳簿を速やかに引き渡さなければならない。

（立入検査）

第十条　法第四十条第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第八によるものとする。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

様式第一（第二条第一項関係）

費用負担調整機関指定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印

調整機関の指定を受けたいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1．調整業務を行う事務所の所在地
2．調整業務の開始予定年月日

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第二（第三条関係）

費用負担調整機関名称等変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者の住所
届出者の名称
代表者の氏名　　印

(1)調整機関の名称又は住所
(2)調整業務を行う事務所の所在地
を変更するので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2．変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第三（第五条第一項関係）

調整業務規程認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印

調整業務規程について認可を受けたいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第20条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第四（第五条第二項関係）

調整業務規程変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印